

令和3年神審第28号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中末陽介出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年12月24日09時20分

石川県七尾西湾南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 0.97トン

登 録 長 7.70メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 30キロワット

3 事実の経過

Aは、航海計器を装備せず、船尾に船外機を装備した平甲板の和船型木製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、かき収獲の目的で、船首0.1メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和2年12月24日08時20分石川県七尾市所在の係留地を発し、七尾西湾南部に敷設したかき養殖筏に向かった。

ところで、金沢地方気象台は、同月23日16時32分七尾市に強風注意報を発表し、23日夜遅くから24日夕方にかけて南西風が強まり、海上では最大風速が毎秒15メートルに達すると報じた。

そして、a受審人は、発航前に、テレビの天気予報により七尾市に強風注意報が発表されていることを承知していた。

a受審人は、08時30分七尾西湾南部に敷設したかき養殖筏に到着したとき、南西方からの風浪が次第に強まる予兆があったが、少しの間なら操業を行っても支障なく帰航することができるものと思い、直ちに帰途に就く措置をとらず、操業を開始した。

a受審人は、操業を続けていたところ、南西方からの風浪により、海水が船内に打ち込み始めたことから、帰途に就くこととし、09時10分七尾市三引町所在の三等三角点神明山（以下「神明山三角点」という。）から357度（真方位、以下同じ。）1,690メートルの地点で、船尾部に備えた渡し板に腰を下ろし、右手で舵柄を持って操船に当たり、かき養殖筏を発進し、船首を係留地に向けると南西方からの風浪を真横から受けるので、右舷船首方から風浪を受けるよう、すぐに針路を七尾市所在の田鶴浜野鳥公園に向く144度に定め、2.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、折からの増勢した風浪により左方に24度圧流されながら、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、係留地に向けて続航中、右舷側から海水が

船内に激しく打ち込み、左舷側に大傾斜して没水し、09時20分神明山三角点から020度1,440メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は曇りで風力5の南西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、付近には南西方からの波高約1.0メートルの風浪があった。

転覆の結果、船外機に濡損を生じ、後に廃船処理された。また、a受審人は、海中に投げ出されて自力で付近のかき養殖筏に泳ぎ着いたが、偶発性低体温症を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、七尾西湾南部において、強風注意報が発表された状況下、かき養殖筏に到着したとき南西方からの風浪が次第に強まる予兆があった際、直ちに帰途に就く措置をとらず、係留地に向けて航行中、折からの増勢した風浪を右舷方から受け、海水が船内に激しく打ち込み、左舷側に大傾斜して没水し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、七尾西湾南部において、強風注意報が発表された状況下、かき養殖筏に到着したとき南西方からの風浪が次第に強まる予兆があった場合、直ちに帰途に就く措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、少しの間なら操業を行っても支障なく帰航することができるものと思い、直ちに帰途に就く措置をとらなかった職務上の過失により、係留地に向けて航行中、折からの増勢した風浪を右舷方から受け、海水が船内に激しく打ち込み、左舷側に大傾斜して没水し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船外機に濡損を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月30日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲